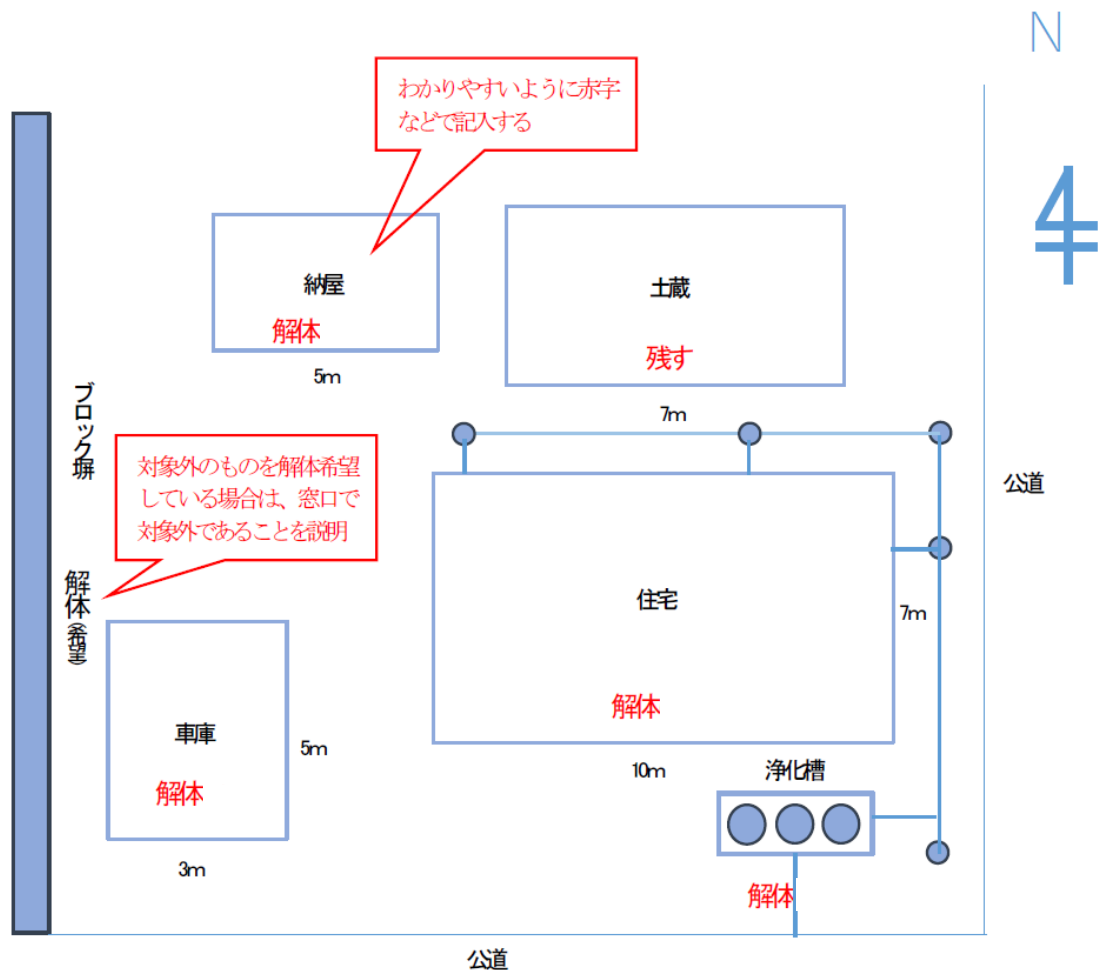


【建物配置図】（自費解体）

※ 敷地内の家屋等を上から見たときの配置と概ねの形状を記載し、「住居」、「納屋」、「土蔵」などの名称を入れてください。解体、処分及び撤去を行った家屋等には【解体】、解体していない家屋等には【残す】と明示してください。

敷地内の建物は全て記入してください。

（形状、寸法及び浄化槽や下水桝等の位置を、わかる範囲で記入してください。）



【注意事項】

- ・ 方位が記載されているか
- ・ 道路が記載されているか
- ・ 各建屋の大まかな形状、寸法が記載されているか
- ・ それぞれの建物に「解体」、「残す」を明示しているか
- ・ 敷地内の建物がすべて記載されているか

【以下のものは原則解体対象外】

- ・ 庭木、庭石、カーポート、ブロック塀、門扉
- ・ 浄化槽や取付ますの配管（浄化槽は家屋と一体で解体するのであれば対象）
- ・ 土間コンクリート（家屋内部の土間や犬走は対象）